

公社債発行額・償還額

<統計の目的>

広く一般の皆様に公社債市場の規模等を御理解いただくための指標の一つとして、公社債の合計及び種類別の発行額、償還額及び現存額を長期の時系列で公表しています。

<用語の定義>

- ・「国債」とは、国が発行し、利子の支払及び元本の償還を行う債券です。
- ・「地方債」とは、地方公共団体が発行する公債で、その様々な歳出需要の一部を賄うために発行され、債務の履行が一会計年度を越えて行われる債券です。
- ・「政府保証債」とは、政府関係機関や特殊法人等が発行する債券のうち、政府が利子の支払及び元本の償還を保証している債券です。
- ・「財投機関債」とは、政府関係機関や特殊法人等が発行する債券のうち、政府が利子の支払及び元本の償還を保証していない債券です。
- ・「普通社債」とは、株式会社が資金調達などを目的に発行する債券です。
- ・「資産担保型社債」とは、特定の資産を裏付けとして発行される債券です。
- ・「転換社債型新株予約権付社債」（以下「転換社債」という。）とは、新株予約権（当該新株予約権を有するものが一定期間内に請求を行えば、当該発行会社の株式を予め定められた行使価格で、一定数量買い付けることができる権利）を付した社債です。
- ・「金融債」とは、特定の金融機関がそれぞれの根拠法に基づいて発行する債券です。
- ・「円建非居住者債」とは、外国政府、外国政府関連機関、外国法人等が、本邦において発行する円建ての債券です。
- ・「償還」とは発行者が債券の元本をその所有者に返済することですが、以下はその主なものです。
 - ・「満期償還」とは、予め定められた償還期限に償還することです。
 - ・「定時償還」とは、一定の据置期間をおいた後、一定額を定期的に償還することです。
 - ・「繰上償還」とは、償還期限前に元本の一部又は全部を償還することです。
 - ・「買入消却」とは、発行体が市場を通じて自己の既発債券を買入れ、これを消却することです。

<集計対象>

集計の対象は、国内で発行された公社債（公募）ですが、種類ごとにみると次のようになります。

- ・公社債合計は、公募公共債、公募民間債、金融債及び非居住者債の合計です。
 - ・私募特別債及び私募社債については、2008年5月分をもって集計を取り止めています。
 - ・公募公共債は、国債、地方債、政府保証債及び財投機関債等の合計です。
 - ・公募民間債は、普通社債、資産担保型社債及び転換社債の合計です。
-
- ・国債は、本統計上は、市中消化国債（公募入札等により市中で消化された新発債）と、日本銀行応募等（公的部門により引受けられた新発債）に区分して集計しています。
 - ・国債には、1966年以降発行のいわゆる新国債及びその借換債等で、財務大臣の指定する者による応募分を含みます（承継国債、交付国債及び出資国債は含みません。）
 - ・市中消化国債は、利付40、30、20年債、変動利付15年債（超長期）、利付10年債（長期）、物価連動10年債（長期）、利付5、2年債（中期）、割引1年、6、3、2か月債（短期、いわゆる国庫短期証券）、個人向け国債（変動利付10年、固定利付5、3年）の合計です。新窓販国債（2007年11月から発行）を含みます。
 - ・日本銀行応募等には、資金運用部引受け分及び郵便貯金資金の金融自由化対策資金による応募分（2001年3月まで発行）、財政投融资改革に伴う経過措置分（2001年4月から2008年3月まで発行）を含みます。
 - ・クライメート・トランジション利付国庫債券（いわゆる「GX国債」）の取引については、年限に応じて、「利付国債 40、30、20、15年債（超長期）」（=20年利付国債）、「利付国債 10年債（長期）」（=10年利付国債）、「利付国債 5年債（中期）」（=5年利付国債）、「利付国債 4年、2年債（中期）」（=2年利付国債）のいずれかに含めて集計しています。
-
- ・地方債には、住民参加型公募地方債を含みます（銀行等引受債（旧：縁故地方債）は含みません）。
 - ・財投機関債には、公募特殊債（地方公共団体金融機構債券等）、地方公社の発行する債券（住宅供給公社債券等）を含みます。
 - ・普通社債には、デュアル・カレンシー債、リバース・デュアル・カレンシー債を含みます。また、銀行社債、投資法人債券、放送債券、東京交通債券を含みます。
 - ・資産担保社債には、「資産の流動化に関する法律」に基づき設立された特定目的会社により発行される特定社債と、株式会社により発行される社債があります。
 - ・金融債は、長期信用銀行や外国為替銀行の合併などで当該銀行の事業を継承し、特例で発行を認められた銀行並びに農林中央金庫法、商工組合中央金庫法及び信用金庫法の対象

となる系統金融機関に発行が認められています。

- ・ 円建非居住者債（合計）には、デュアル・カレンシー債、リバース・デュアル・カレンシー債を含み、円建外債と資産担保型社債の合計と内訳を集計しています。

<作成方法・集計基準>

- ・ 国債の発行額、償還額は官報等を基に集計し、現存額は、前月（年、年度）末の現存額に、当該期間の発行額を加え、償還額を差し引くことにより算出しています。
- ・ 地方債、政府保証債、財投機関債等、普通社債、資産担保型社債、転換社債、非居住者債及び金融債の発行額、償還額及び残存額については、株式会社証券保管振替機構の統計情報を基に集計しています。
- ・ 国内で発行された公社債（公募債）について、額面ベースで集計しています。
- ・ 発行額は払込日ベース、償還額は償還日ベースで集計しています。
- ・ 発行額、償還額及び現存額の単位は千円で、単位未満は四捨五入しています。

<公表時期>

原則として、当該発行・償還月の翌々月の10日（休日の場合は翌営業日）に本協会ホームページにて公表いたします。

<お問い合わせ先>

市場統計業務室（TEL:03-6665-6774）

この解説資料は、本協会が提供している統計情報を一般の皆様が利用するに当たり、統計情報に用いられている用語等について理解を進めるための一助として分かりやすく説明したものであり、必ずしも法令・諸規則等における定義等に基づくものではありません。